平成２５年（フ）第１４９号
群馬県渋川市有馬1378番地１　研盛アパート10号
債務者　漆原　うめ
１　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１５０号
群馬県前橋市朝倉町１丁目13番地31
債務者　齋藤　恵美（旧姓森川）
１　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１５７号
群馬県前橋市西片貝町４丁目17番地３　高橋パレス103号
債務者　丸山　純一
１　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１５８号
群馬県伊勢崎市末広町186番地２　ハイツ小佐野Ｂ103
債務者　遠藤　勝芳
１　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１６４号
群馬県前橋市文京町４丁目４番15―１号　大嶋住宅
債務者　河端　勝美（旧姓重田・竹澤）
１　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１６５号
群馬県前橋市荒牧町１丁目20番地16　ＪＩＳＨＯＪＩマンション301号、住民票上の住所群馬県前橋市野中町76番地４
債務者　小林　修恵
１　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４５５号
さいたま市北区吉野町１丁目339番地16　プルミエール吉野202号室
債務者　加藤　勝正
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５８１号
さいたま市南区松本３丁目17番３号　エステート浦和203
債務者　加藤　　實
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５８２号
さいたま市南区松本３丁目17番３号　エステート浦和203
債務者　加藤　満恵
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５８３号
さいたま市南区松本３丁目17番３号　エステート浦和203
債務者　加藤　俊幸
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５８７号
埼玉県幸手市東３丁目６番21号、旧住所埼玉県幸手市東１丁目30番９号
債務者　葛西登志男
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２７２号
埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目22番11―204号
債務者　植野　祐太
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４５号
千葉県山武市日向台34番地３
債務者　樽美　　藍
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第６４号
千葉県山武郡九十九里町片貝997番地12
債務者　土居　君恵
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第８４号
千葉県銚子市笠上町7132番地の１　マコト荘５号室
債務者　小出　芳子（旧氏名朴金芳）
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２８２号
神奈川県厚木市元町18番３号　コーポ山本203
債務者　小野寺　正
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１８４号
相模原市緑区西橋本３丁目２番19―204号
債務者　遠藤　香織（旧姓井上）
１　決定年月日時　平成25年６月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部